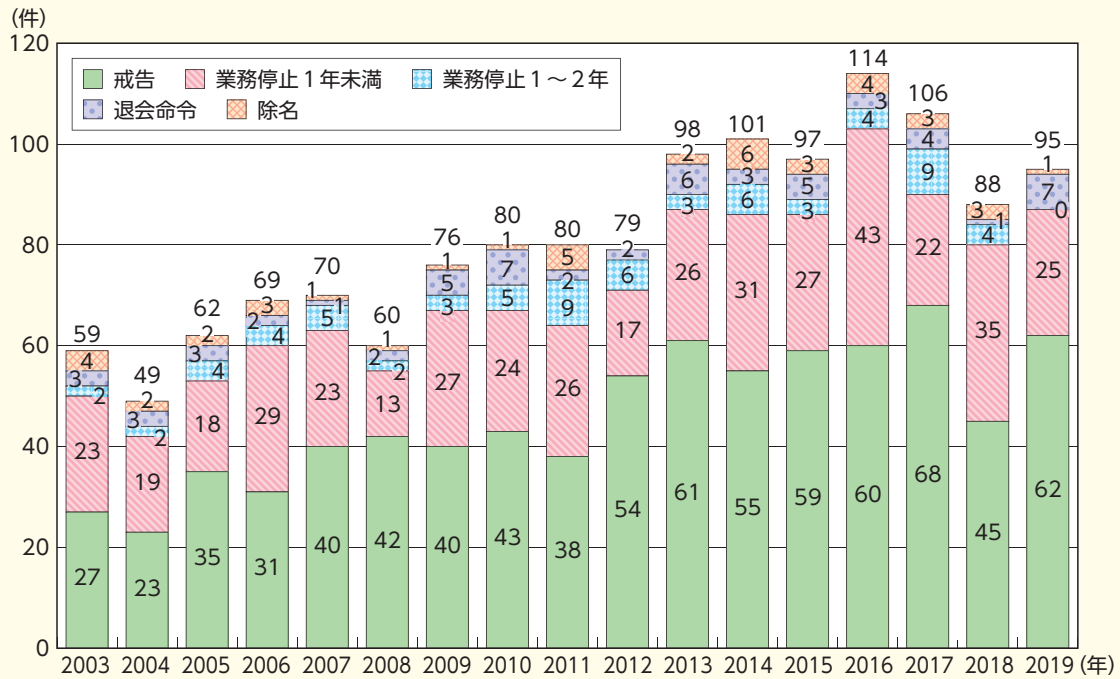


資料3-2-3-4 懲戒処分件数の推移とその処分内容



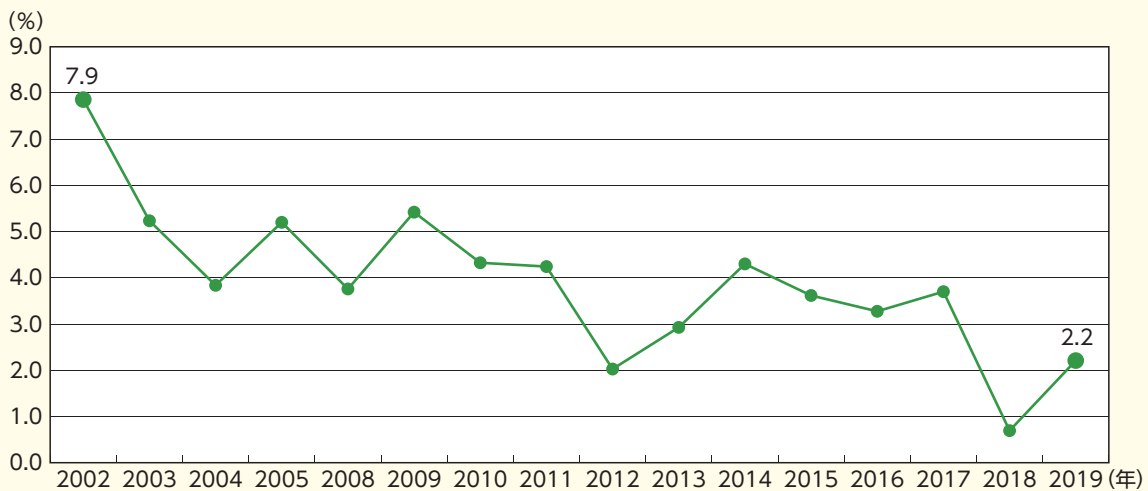
(3) 懲戒処分率（全弁護士会）

次のグラフは、2002年から2019年までの全弁護士会における懲戒請求の中で懲戒処分に付された割合と、弁護士及び弁護士法人の数に対する懲戒処分数の割合をまとめたものである。

① 懲戒請求中の懲戒処分率

2019年の処分率は2.2%であった。年によって処分率の変化が著しいのは、懲戒請求件数の増減によるものである（懲戒請求件数については前頁参照）。

資料3-2-3-5 懲戒請求件数に対する懲戒処分数の割合の推移



【注】割合の算定にあたっては、同一年内に弁護士会で懲戒請求のあった件数及び処分のあった件数を基準としており、懲戒請求事案ごとに処分の有無を割り出したものではない。

② 弁護士及び弁護士法人の数に対する懲戒処分数の割合

弁護士及び弁護士法人の数に対する懲戒処分数の割合は、ここ 10 年間はおおむね 0.2%～0.3%の間を推移しており、大きな変化はない。

資料3-2-3-6 弁護士及び弁護士法人の数に対する懲戒処分数の割合の推移



【注】基礎となる弁護士及び弁護士法人の数は、各年 12 月 31 日現在。

(4) 懲戒処分を受けた弁護士及び弁護士法人の数と懲戒回数

懲戒処分を受けた弁護士及び弁護士法人の数と懲戒回数について、1989 年 1 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの累計をまとめたものである。これを見ると、懲戒処分を 2 回以上受けた弁護士は約 26%となっている。

資料3-2-3-7 懲戒回数別懲戒処分を受けた会員数（1989 年 1 月～2020 年 3 月 31 日）

懲戒回数	会員数	割合	懲戒回数	会員数	割合
1 回	907	73.7%	6 回	0	0.0%
2 回	181	14.7%	7 回	0	0.0%
3 回	85	6.9%	8 回	2	0.2%
4 回	41	3.3%	9 回	1	0.1%
5 回	14	1.1%			

【注】表示未滿を四捨五入しているため、百分率の合計は 100%にならない。